

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市で設置される福祉事務所において法令に基づき実施する。

平成16年3月25日確認 大野郡5町2村合併協議会